

# 閱覽設計書

業務名 消防用設備等点検及び防火対象物  
点検業務(上志比地区)

業務箇所 永平寺町役場上志比支所 外11施設

業務期限 令和9年3月19日

監督職員 契約管財課 主事 中村 匠杜

消防用設備等点検及び防火対象物点検業務  
委託仕様書

永平寺町（以下「発注者」という。）は、受注者に対して、次のとおり業務を委託する。

この仕様書は、永平寺地区管内町管理施設における消防設備等保守点検の大要を示すものであるから、仕様書に示されない事項であっても、対象物件を常に安全かつ良好に維持するために必要と認められる点検は、各施設所管部局の町の指示に従って、契約金の範囲内で実施するものとする。

1 業務名 消防用設備等点検および防火対象物点検業務(上志比地区)

2 業務箇所 永平寺町役場 上志比支所 外 1 1 施設

3 業務対象消防用設備等 別紙のとおり

4 業務期限 令和9年3月19日（金）まで

5 委託料支払い方法

受注者は、発注者により業務完了の確認を受けた後、委託料を発注者の指示する方法に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から委託料の請求があったときは、その請求書を受理した日から30日以内に受注者に対し委託料を支払うものとする。

6 点検等の内容

- (1) 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第3号）」及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）」に基づく点検
- (2) 消防法施行規則第4条の2の4に基づく防火対象物点検
- (3) 各施設総合消防訓練及び避難訓練の補助並びに訓練後の消防用設備等の復旧作業
- (4) 火災発生時及び消防用設備等の故障時の緊急調査及び保全

7 点検の時期

- (1) 機器点検を年2回及び総合点検を年1回とし、その時期は8月及び2月とする。
- (2) 防火対象物点検を年1回2月に行うものとする。
- (3) 点検の日時及び内容については、あらかじめ各施設管理者の承認を受けること。

## 8 点検結果報告書

- (1) 点検結果報告書の提出方法について以下の通りとする。
  - ア 永平寺町消防本部に点検結果報告書（可能な限り電子申請とする）へ提出する。
  - イ 永平寺町消防本部より報告書の訂正箇所を修正した後に上記報告書、不良箇所一覧（任意様式）、参考見積書を監督職員へ提出する。
- (2) 故障及び異常箇所は、図面及び写真によりその位置を明示すること。
- (3) 排煙設備については、定期点検項目表に点検結果を記録し、合わせて提出すること。

## 9 設備の保全

- (1) 発注者は、常に設備が正常な状態にあることに留意し、次の場合は速やかに受注者に通知し、受注者を立ち合わせる等、発注者受注者協力して設備の保全に努めるものとする。
  - ア 火災その他によって作動したとき、又は事故を発見したとき。
  - イ 消防訓練、その他により作動させるとき。
  - ウ この設備に影響を及ぼす恐れがある工事等を行うとき。
  - エ その他必要と認めるとき。
- (2) 受注者は、設備の故障又は異常を発見したときは、速やかに発注者に協議するものとする。

## 10 その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、発注者受注者協議の上決定する。



業務設計書	町長	副町長	課長	参事	課長補佐	課員	検算	設計
業務名	消防用設備等点検及び防火対象物点検業務(上志比地区)							
業務箇所	永平寺町役場上志比支所 外 1 1 施設							
業務費					円	業務価格	円	
						消費税等相当額	円	
業務概要								
当初					変更			
消防用設備等点検及び防火対象物点検 1 2 施設								



